

平成29年第2回（4月）臨時会

# 西伊豆町議会会議録

平成29年4月28日 開会

平成29年4月28日 閉会

西伊豆町議会

## 平成 2 9 年第 2 回 ( 4 月 ) 西伊豆町臨時会会議録目次

招集告示.....	1
応招議員.....	3
第 1 号 ( 4 月 2 8 日 )	
議事日程.....	4
本日の会議に付した事件.....	4
出席議員.....	5
欠席議員.....	5
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名.....	5
職務のため出席した者.....	5
町長あいさつ.....	6
管理職等の自己紹介.....	6
臨時議長の紹介及びあいさつ.....	7
開会宣告.....	8
開議宣告.....	8
議事日程説明.....	8
仮議席の指定.....	8
選挙第 1 号 西伊豆町議会議長の選挙について.....	8
追加議事日程説明.....	11
議席の指定.....	12
会議録署名議員の指名.....	12
会期の決定.....	12
選挙第 2 号 西伊豆町議会副議長の選挙について.....	12
選任第 1 号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について.....	15
議長の常任委員辞任の件について.....	16
選任第 2 号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について.....	17
選挙第 3 号 下田地区消防組合議会議員の選挙について.....	18
選挙第 4 号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について.....	19

選挙第 5 号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について.....	20
選挙第 6 号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について.....	21
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	22
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
同意第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	32
同意第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	33
同意第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	36
同意第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	37
同意第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	38
閉会宣告.....	40
署名議員.....	41

西伊豆町告示第45号

平成29年第2回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年4月25日

西伊豆町長 星野 淨 晋

記

1 期 日 平成29年4月28日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

(1) 西伊豆町議会議長の選挙について

(2) 西伊豆町議会副議長の選挙について

(3) 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について

(4) 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について

(5) 下田地区消防組合議会議員の選挙について

(6) 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について

(7) 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について

(8) 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

(9) 専決処分の承認を求めることについて

専決第1号 西伊豆町一般会計補正予算(第7号)について

専決第2号 西伊豆町税条例の一部を改正する条例について

(10) 西伊豆町副町長の選任について

(11) 西伊豆町教育委員会教育長の任命について

(12) 西伊豆町監査委員の選任について(識見者)

(13) 西伊豆町監査委員の選任について(議会選出)

(14) 西伊豆町教育委員会委員の任命について

## 応 招 ・ 不 応 招 議 員

### 応招議員（11名）

1番	堤	豊	君	2番	山	本	洋	志	君		
3番	山	本	智	之	君	4番	芹	澤	孝	君	
5番	高	橋	敬	治	君	6番	加	藤	勇	君	
7番	山	田	厚	司	君	8番	西	島	繁	樹	君
9番	堤	和	夫	君	10番	山	本	榮	君		
11番	増	山	勇	君							

### 不応招議員（なし）

## 平成29年第2回(4月)西伊豆町議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成29年4月28日(金)午前9時30分開会

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 選挙第1号 西伊豆町議会議長の選挙について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで議事日程に同じ

追加日程 第 1 議席の指定

追加日程 第 2 会議録署名議員の指名

追加日程 第 3 会期の決定

追加日程 第 4 選挙第2号 西伊豆町議会副議長の選挙について

追加日程 第 5 選任第1号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について

追加日程2第 1 議長の常任委員辞任の件について

追加日程 第 6 選任第2号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について

追加日程 第 7 選挙第3号 下田地区消防組合議会議員の選挙について

追加日程 第 8 選挙第4号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について

追加日程 第 9 選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について

追加日程 第10 選挙第6号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

追加日程 第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程 第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

追加日程 第13 同意第12号 西伊豆町副町長の選任について

追加日程 第14 同意第13号 西伊豆町教育委員会教育長の任命について

追加日程 第15 同意第14号 西伊豆町監査委員の選任について(識見者)

追加日程 第16 同意第15号 西伊豆町監査委員の選任について(議会選出)

追加日程 第17 同意第16号 西伊豆町教育委員会委員の任命について

出席議員（11名）

1番	堤	豊	君	2番	山	本	洋	志	君		
3番	山	本	智	之	君	4番	芹	澤	孝	君	
5番	高	橋	敬	治	君	6番	加	藤	勇	君	
7番	山	田	厚	司	君	8番	西	島	繁	樹	君
9番	堤	和	夫	君	10番	山	本	榮	君		
11番	増	山	勇	君							

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	星	野	淨	晋	君	副	町	長	椿	隆	史	君									
教	育	長	清	野	裕	章	君	総	務	課	長	佐	久	間	明	成	君					
企	画	課	長	大	谷	き	よ	み	君	窓	口	税	務	課	長	真	野	隆	弘	君		
健	康	福	祉	課	長	白	石	洋	巳	君	産	業	建	設	課	長	村	松	圭	吾	君	
防	災	環	境	課	長	山	本	法	正	君	観	光	商	工	課	長	松	本	正	人	君	
会	計	課	長	森	健	君	企	業	課	長	鈴	木	昇	生	君							
教	育	委	員	会	長	高	木	光	一	君												
事	務	局	長																			

職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	藤	井	貞	代	書	記	山	本	直	輝
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



平成29年第2回(4月)臨時町議会

(第1日 4月28日)

午前9時30分

議会議務局長（藤井貞代君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会です。

開会に先立ちまして、本臨時会の招集者であります町長からご挨拶を申し上げます。

---

#### 町長あいさつ

町長（星野浄晋君） 皆さん、おはようございます。本臨時会は、一般選挙後初めての議会ということで一言ご挨拶申し上げます。

このたび4月16日に執行されました、議会議員選挙並びに町長選挙におきまして、議会議員11名の皆さまが当選されました。誠におめでとうございます。私も町長選挙におきまして、町民の皆さまのご支援をいただきこれから4年間の町政運営を担うことになりました。

町には多くの課題があり、特に少子化、学校統合、介護予防、斎場建設、避難路の整備など、待ったなしの案件を抱えております。また人口減少による諸問題や、観光政策など、長期的な視野を持って取り組む課題もございます。全てに一度に成し遂げることは出来ませんが、町民の皆さまのご意見をお伺いし、声の届く町政運営をすることによって、これらの課題は解決できるものと考えております。

議会議員の皆さまにおかれましても、忌憚きたんのないご意見をお聞かせ願えればと思っております。

最後に、議会人事等を確定した後に、本臨時会に、専決処分に関する案件が2件、副町長をはじめとする人事案件5件を上程させていただきますので、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、召集の挨拶とさせていただきます。

---

#### 管理職等の自己紹介

議会議務局長（藤井貞代君） ではここで、管理職等の自己紹介を行います。

総務課長からお願いします。

総務課長（佐久間明成君） おはようございます。この4月から総務課長を拝命いたしました佐久間です。なにぶん不慣れなところがございますが、ぜひ皆さまのご理解とご協力のほ

どよろしくお願いいたします。

企画課長（大谷きよみ君） 皆さんおはようございます。企画課長の大谷と申します。皆さまどうぞよろしくお願いいたします。

産業建設課長（村松圭吾君） 改めましておはようございます。4月より産業建設課の方に拝命になりました村松です。よろしくお願ひします。

観光商工課長（松本正人君） おはようございます。観光商工課長の松本です。よろしくお願ひします。

会計管理者（森 健君） おはようございます。会計課長の森です。よろしくお願ひします。

教育委員会事務局長（高木光一君） おはようございます。教育委員会事務局長を引き続き務めさせていただきます高木と申します。よろしくお願いいたします。

企業課長（鈴木昇生君） おはようございます。4月から企業課長に配属されました鈴木です。よろしくお願ひします。

窓口税務課長（真野隆弘君） おはようございます。窓口税務課長の真野隆弘と申します。よろしくお願ひします。

健康福祉課長（白石洋巳君） おはようございます。健康福祉課長の白石洋巳と申します。よろしくお願ひします。

防災環境課長（山本法正君） おはようございます。防災環境課長の山本法正です。よろしくお願いいたします。

議会事務局長（藤井貞代君） 私は議会事務局長の藤井です。隣の席におりますのが、書記の山本です。よろしくお願いいたします。

では暫時休憩します。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時40分

---

#### 臨時議長の紹介及びあいさつ

議会事務局長（藤井貞代君） 休憩を解いて再開します。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、山本洋志議員が年長でありますのでご紹介します。

山本洋志議員、議長席をお願いいたします。

臨時議長（山本洋志君） ただいま紹介されました山本洋志です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 開会宣告

臨時議長（山本洋志君） ただいまから、平成29年第2回西伊豆町議会臨時会を開会いたします。

---

#### 開議宣告

臨時議長（山本洋志君） ただいま出席している議員は11人であります。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程説明

臨時議長（山本洋志君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

#### 仮議席の指定

臨時議長（山本洋志君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

#### 選挙第1号 西伊豆町議会議長の選挙について

臨時議長（山本洋志君） 日程第2、選挙第1号 西伊豆町議会議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場を閉める〕

臨時議長（山本洋志君） ただいまの出席議員数は11人であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番堤豊君、3番山本智之君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

臨時議長（山本洋志君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

臨時議長（山本洋志君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱の点検〕

臨時議長（山本洋志君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が仮議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長（藤井貞代君） 1番、堤豊議員。

3番、山本智之議員。

4番、芹澤孝議員。

5番、高橋敬治議員。

6番、加藤勇議員。

7番、山田厚司議員。

8番、西島繁樹議員。

9番、堤和夫議員。

10番、山本榮議員。

11番、増山勇議員。

2番、山本洋志議員。

臨時議長（山本洋志君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

臨時議長（山本洋志君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

1番堤豊君、3番山本智之君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

臨時議長（山本洋志君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票。

有効投票10票。

無効投票1票。

有効投票のうち、高橋敬治君5票。

山田厚司君5票。

同数でくじ引きとなります。

この選挙の法定得票数は3票です。

高橋君と山田君の得票数はいずれもこれを超えています。両君の得票数は同数です。

この場合地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。高橋敬治君と山田厚司君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。

2回目はこの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは抽選棒で行います。最初のくじをひく順番は50音順で行います。

8番西島繁樹君。9番堤和夫君。くじの立会人をお願いします。

高橋敬治君と山田厚司君。先に高橋敬治君次に山田厚司君くじを引いてください。

臨時議長（山本洋志君） くじを引く順序が決定しましたので報告します。

まず、はじめに高橋敬治君。次に山田厚司君。

以上のとおりです。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。

高橋敬治君と山田厚司君。

臨時議長（山本洋志君） くじの結果を報告します。

くじの結果、高橋敬治君が当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場を開く〕

臨時議長（山本洋志君） ただいま議長に当選されました高橋敬治君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により当選を告知します。高橋敬治君当選承諾の発言を議席から、挨拶を壇上からお願いいたします。高橋敬治君。

5番（高橋敬治君） ただいま議長に当選させていただきました。

謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。

〔5番 高橋敬治君登壇〕

5番（高橋敬治君） それでは一言ご挨拶を申し上げます。

このたび不肖私、議員の皆さま方のご推挙により、議長の要職に就くことになりましたことは誠に身に余る光栄でございます。

私は、自らの浅学非才をかえりみまして、責任の重さを一層痛感いたしております。

ここに皆さまのご推選を受けました上は、一身をていして、西伊豆町の発展と住民福祉の推進に誠心誠意努力をいたす覚悟でございます。何卒皆さま方の一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

臨時議長（山本洋志君） これをもちまして、私の職務は終了いたしました。

議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

高橋議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時59分

再開 午前 10時05分

---

#### 追加議事日程説明

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

ただ今から、議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これからの議事日程は、お手元に配布した追加議事日程〔第1号の追加1〕のとおりであります。

---

#### 議席の指定

議長（高橋敬治君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席の議席とします。

---

#### 会議録署名議員の指名

議長（高橋敬治君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

4番 芹 澤 孝 君

6番 加 藤 勇 君

を指名します。

---

#### 会期の決定

議長（高橋敬治君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

---

#### 選挙第2号 西伊豆町議会副議長の選挙について

議長（高橋敬治君） 日程第4、選挙第2号 西伊豆町議会副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖します。

〔議場を閉める〕

議長（高橋敬治君） ただいまの出席議員は11人であります。



次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、7番山田厚司君、8番西島繁樹君。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙の配付〕

議長（高橋敬治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱の点検〕

議長（高橋敬治君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長（藤井貞代君） 1番、堤豊議員。

2番、山本洋志議員。

3番、山本智之議員。

4番、芹澤孝議員。

6番、加藤勇議員。

7番、山田厚司議員。

8番、西島繁樹議員。

9番、堤和夫議員。

10番、山本榮議員。

11番、増山勇議員。

5番、高橋議長。

議長（高橋敬治君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

7番山田厚司君、8番西島繁樹君を指名いたします。

開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

議長（高橋敬治君） 選挙の結果を報告します。

投票総数11票。

有効投票 9 票。

無効投票 2 票。

有効投票のうち、山本智之君 8 票、加藤勇 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

したがって、山本智之君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場を開く〕

議長（高橋敬治君） ただいま副議長に当選されました、山本智之君が議長におられます。

会議規則第33条第 2 項の規定により、当選を告知します。

山本智之司君、当選承諾の発言を議席から、挨拶を壇上からお願いします。

山本智之君。

副議長（山本智之君） 3 番山本智之。ただ今副議長に当選させていただきました。

謹んでお受けいたします。よろしく願いいたします。

〔副議長 山本智之君登壇〕

副議長（山本智之君） 今回、皆さま方のご推挙により副議長に選ばれましたことは、このうえなく光栄に思います。同時にその責任の重大さを痛感するものでありますが、幸いにし、優れた高橋議長のもと、議会が公正、しかも円滑に運営されるよう、およばずながら誠心誠意努力いたしたいと存じております。

皆さま方の絶大なるご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

再開は、午後 1 時とします。

休憩 午前 10 時 18 分

再開 午後 1 時 00 分

---

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

本臨時会に地方自治法第121条の規定によって出席を求めたものの名簿は、お手元に配布したとおりであります。

---

選任第1号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任について

議長（高橋敬治君） 日程第5、選任第1号 西伊豆町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手元に配布しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

なお、委員会条例第8条の規定により、委員長、副委員長を互選するため、常任委員会を開会していただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時 1分

再開 午後 1時 2分

---

常任委員会委員長・副委員長の報告

先ほど常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。

委員長、副委員長が決まりましたので、事務局長より報告させます。

議会事務局長（藤井貞代君） それでは、報告させていただきます。

第1 常任委員会、委員長に山田厚司議員、副委員長に芹澤孝議員。

第2 常任委員会、委員長に加藤勇議員、副委員長に堤豊議員。

広報編集委員会 委員長に副議長山本智之議員、副委員長に加藤勇議員。

以上でございます。

議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時 3分

再開 午後 1時 5分

---

#### 議長の常任委員辞任の件について

副議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

高橋議長から、常任委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

しばらくの間、議長の職を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどお願いします。

お手元に配布した追加議事日程第1号の追加2の日程第1、議長の常任委員辞任の件についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により高橋議長の退場を求めます。

〔議長 高橋敬治君退場〕

副議長（山本智之君） お諮りします。

本件は申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、高橋議長の常任委員辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許します。

〔議長 高橋敬治君入場〕

副議長（山本智之君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時 7分

再開 午後 1時 7分

---

選任第2号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任について

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

日程第6、選任第2号 西伊豆町議会議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、委員会条例第8条の規定により、委員長、副委員長を互選するため、議会運営委員会を開会していただきたいと思います。

暫時休憩します。議会運営委員会委員は議場の外に出て、委員会開催

休憩 午後1時 8分

再開 午後1時 9分

---

議会運営委員会委員長・副委員長の報告

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

先ほど議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。

委員長、副委員長が決まりましたので、事務局長より報告させます。

議会事務局長（藤井貞代君） それでは、報告させていただきます。

議会運営委員会、委員長に山田厚司議員、副委員長に加藤勇議員。

以上でございます。

---

選挙第3号 下田地区消防組合議会議員の選挙について

議長(高橋敬治君) 日程第7、選挙第3号 下田地区消防組合議会議員の選挙を行います。  
お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(高橋敬治君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(高橋敬治君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

下田地区消防組合議会議員に、芹澤孝君、山本榮君を指名いたします。

議長(高橋敬治君) お諮りします。ただ今議長において指名いたしました芹澤孝君、山本榮君を下田地区消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(高橋敬治君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、芹澤孝君、山本榮君が下田地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

議長(高橋敬治君) 芹澤孝君、当選承諾についての発言をお願いします。

4番(芹澤孝君) ただいま、御推選をいただきました、下田地区消防組合議会議員をお引き受けいたします。

議長(高橋敬治君) 山本榮君。

10番(山本 榮君) 10番、山本榮。ただいま、御推選をいただきました、下田地区消防組合議会議員をお引き受けいたします。

---

選挙第4号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙について

議長（高橋敬治君） 日程第8、選挙第4号 西豆衛生プラント組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

西豆衛生プラント組合議会議員に、山本洋志君、西島繁樹君、増山勇君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました、山本洋志君、西島繁樹君、増山勇君を西豆衛生プラント組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、山本洋志君、西島繁樹君、増山勇君が西豆衛生プラント組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました3人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

山本洋志君。

2番（山本洋志君） ただいま御推選をいただきました西豆衛生プラント組合議会議員をお引き受けいたします。

議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

8番（西島繁樹君） 8番、西島。ただいま御推選をいただきました西豆衛生プラント組合議会議員をお引き受けいたします。

議長（高橋敬治君） 増山勇君。

11番（増山 勇君） 11番、増山。ただいま御推選をいただきました西豆衛生プラント組合議会議員をお引き受けいたします。

---

選挙第5号 一部事務組合下田メディカルセンター議会議員の選挙について

議長（高橋敬治君） 日程第9、選挙第5号 一部事務組合 下田メディカルセンター議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

一部事務組合 下田メディカルセンター議会議員に、堤豊君、加藤勇君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました、堤豊君、加藤勇君を一部事務組合 下田メディカルセンター議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、堤豊君、加藤勇君が一部事務組合 下田メディ



カルセンター議会議員に当選されました。

ただいま当選されました2人の方が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

堤豊君。

1番(堤 豊君) 1番。堤豊です。ただいま、御推選をいただきました、一部事務組合 下田メディカルセンター議会議員をお引き受けいたします。

議長(高橋敬治君) 加藤勇君。

6番(加藤 勇君) 6番、加藤。ただいま、御推選をいただきました、一部事務組合 下田メディカルセンター議会議員をお引き受けいたします。

---

#### 選挙第6号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

議長(高橋敬治君) 日程第10、選挙第6号 西伊豆町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(高橋敬治君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(高橋敬治君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

初めに、西伊豆町選挙管理委員会委員には、山本進也君、原田みさ子君、北原一成君、角屋守男君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を、西伊豆町選挙管理委員会委員の当選人と定

めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、山本進也君、原田みさ子君、北原一成君、角屋守男君、以上の方が西伊豆町選挙管理委員会委員に当選されました。

なお、当選人には、別途文書をもって、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

次に、西伊豆町選挙管理委員会委員補充員には、第1順位長谷川琴美君、第2順位椿素雄君、第3順位藤井恵君、第4順位安藝栄修君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました方を、西伊豆町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました、第1順位長谷川琴美君、第2順位椿素雄君、第3順位藤井恵君、第4順位安藝栄修君、以上の方が順序のとおり西伊豆町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

なお、当選人には、別途文書をもって、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

---

#### 承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第11、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成29年 4月28日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細は、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課（佐久間明成君） それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案の1枚めくっていただきまして、専決第1号ということで、専決処分書を付けらせていただいております。平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分するものとする。

平成29年 3月30日。

西伊豆町長 藤井武彦。

めくっていただきますと、補正予算書の表紙となっております。

もう一枚おめくりください。1ページでございます。

平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）。

平成28年度西伊豆町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億8,000万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。

平成29年 3月30日専決。

西伊豆町長 藤井武彦。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

16款寄附金、1項寄附金ともに、補正額と計の順で読みます。

5,000万円、11億5,100万4千円。17款繰入金、1項繰入金ともに3,000万、10億5,768万1千円。歳入合計8,000万円、77億8,000万円。

歳出でございます。

6 款商工費、1 項商工費ともに3,000万円、10億4,246万 8 千円。12款諸支出金5,000万円、15億7,039万円。2 項基金費、5,000万円、15億7,038万 8 千円。

歳出合計8,000万円、77億8,000万円です。

3 ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費補正（第 7 号）6 款商工費 1 項商工費、事業名ふるさと納税特産品返礼事業2,500万円、合計2,500万円です。

4 ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括です。歳入歳出とも 1 表でご説明した内容になります。補正の歳出のうち、財源内訳として、6 款商工費が、その他3,000万円、12款諸支出金5,000万円、歳出合計で8,000万円となっております。

5 ページをお願いいたします。

2 歳入です。16款寄附金 1 項寄附金 5 目ふるさと応援寄付金、補正額、計の順で読み上げます。

5,000万円、11億5,000万円、内訳として、ふるさと応援寄付金5,000万円となっております。

計の欄です。5,000万円、11億5,100万 4 千円となっております。

17款繰入金、1 項繰入金、5 目ふるさと応援基金繰入金3,000万円、9 億1,481万 5 千円。内訳として、ふるさと応援基金繰入金となっております。

計の欄です。3,000万円、10億5,768万 1 千円。

3 歳出。6 款商工費 1 項商工費 6 目ふるさと振興費3,000万円、7 億1,012万 9 千円。

内訳として 8 節報償費2,500万円、ふるさと納税特産品でございます。

12節役務費500万円。情報通信サービス料となっております。

計の欄です。3,000万円、10億4,246万 8 千円です。

12款諸支出金 2 項基金費 1 目基金積立金5,000万円、15億7,038万 8 千円。内訳としまして、25節積立金5,000万円、ふるさと応援基金となっております。

計の欄です。5,000万円、15億7,038万 8 千円。以上説明とさせていただきます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

9 番（堤 和夫君） 議案のですね、前町長の議案ですので、新町長に聞くのは少しどうか

なと思いますけれども、ふるさと納税、わが町にとっては重要なことですので、少しお聞きしたいと思いますが、総務省が、返戻金の5割から3割というような通達が出たと思いますが、これに関して、新町長はどのようなお考えでしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、この議案にあがっておりますこの8,000万円は、その駆け込みということで返戻のお返しが3割になる前に、5割のうちにいただくという方が多くいらっしゃったということで8,000万円があの上程をされております。

ただ、あの通達はいくまで法的根拠がないということで、罰則等があるわけではございませんので、世の中の動向を見ながら、それに沿った対応をしてみたいと思います。

議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

9番（堤 和夫君） それでは今までどおり、返戻品は5割というような方向でいくと、こういう解釈でよろしいですか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はい、ケースバイケースになろうかと思っております。

物によっては割合を下げる物はあるかと思っておりますけれども、ただし、町の動向を見ながら考えていくということでございます。

議長（高橋敬治君） 9番、堤和夫君。

9番（堤 和夫君） それによってですね、カタログ等をいろいろ変更なってくると思っておりますけれども、返戻品に関しての新しいカタログとかそういうような、作成の方針はございますか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） そのへんも動向を見ながら、変化があればカタログの金額も変更するという指示は出してございます。

議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

4番芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） この時点で、ではふるさと応援基金の残はいくらになるのでしょうか。

議長（高橋敬治君） 総務課長。

総務課長（佐久間明成君） 現在、いくらということができません。それにつきましては3月までに受け付けた返戻品の物を今度は、お返しをして初めて額が確定してきますので、それで最終的に基金の額が確定するというところでございますので、返戻品の支払いが5月まで

一応予定しておりますので、それ以降の確定になるということでございます。

議長（高橋敬治君） 4番 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） ですから、この時点で、出費なり収入は計算できるわけでしょ。それで基金からいくら出したか。基金が今いくから残っているか、それをつかんでないわけ。

議長（高橋敬治君） 観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 最終的に、一般財源の方に、充当する部分も出てきますので、今現在の、数値ということでしたら、会計の方に今現在の基金残高は確認できますので、確認してまた報告をしたいと思います。

議長（高橋敬治君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 3 2 分

再開 午後 1 時 4 5 分

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開します。

観光商工課長。

観光商工課長（松本正人君） 基金の残額ですが、3月31日現在で11億2,692万3,297円となっております。

議長（高橋敬治君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を採決します。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第12、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、西伊豆町税条例（平成17年西伊豆町条例第53号）等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年4月28日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

以上、詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。

議長（高橋敬治君） 窓口税務課長。

窓口税務課長（真野隆弘君） それでは西伊豆町税条例等の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

本件につきましては、上位法令であります地方税法の一部が改正されたことに伴い、国の準則にそった形で町の税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分したものでございます。

それでは改正の内容につきましては、お手もとにお配りしてございます資料のうち、新旧対照表によりご説明いたします。

なお条文の軽微な加除、修正等につきましては上位法令等改正に伴うものでございますので、割愛させていただきます。

主な改正点についてのみご説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

資料の中段ぐらいになります、告示文の後に新旧体対照表が付いてございますので、お願いいたします。

よろしいですか。それでは1ページ目。第33条第4項及び第6項については個人住民税に関する規定でございます。特定配当等に係る所得と特定株式等譲渡所得の申告に係る規定となっております。個人住民税配当割の課税標準額である特定配当等のうち、特定上場株式等の配当につきましては、所得税、個人住民税ともに1 総合課税、2 申告不要、源泉徴収のみ、3 申告分離課税のいずれかを選択することができるとされていますが、地方税法第32条第1項において確定申告がされている場合にあっては、その後に住民税の申告書が提出された場合、後者の住民税の申告書をもとに課税できることを明確化したものでございます。

また、株式譲渡所得については、総合課税は選択できませんが、源泉分離または申告分離課税が選択できることになっており、配当と同様に確定申告書が提出された後、住民税の申告書が提出された場合には、住民税の申告をもとに課税できることを明確化したこととなります。

続きまして2ページをご覧ください。

第34条の9につきましては、配当割額または株式等譲渡所得割額が課税された場合には、配当割額または株式等譲渡所得割額に3 / 5 を乗じた金額が、総合所得として計算された所得割額から税額控除する規定となっております。

第33条第4項、第6項が改正されたことに伴いまして、所要の規定の整備となっております。

続きまして同ページの第48条から5ページの第50条までにつきましては、法人の町民税の申告納付と不足額が発生した場合の納付の手続きを定めた規定になります。

また「よって」や「において」など字句の訂正等となっております。

法人町民税におきましては、あの個人町民税と同様に、納付が遅れた場合には延滞金が発生します。また修正申告書があった場合は、延滞金が加算されることとなりますが、今回の改正では当初申告後に減額更正があり、その後修正申告により増額更正があった場合には、減額更正をした日から、日の翌日から増額更正の通知をした日までの期間を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する規定となっております。

続きまして6ページをご覧ください。ここからが固定資産税の関係になります。

第61条第8項は償却資産の関係で地方税法において、第349条の3の4が追加されたことにより、条ずれに伴う所要の規定の整備となります。



349条の3の4の内容につきましては、震災等により滅失、損壊した償却資産に変わるものとして、町長が認める償却資産について被災者生活再建支援法が適応された町の区域内において、所得者等、所得等した場合には、被災代替償却資産にかかる固定資産について軽減される規定となっております。

続きまして、第61条の2になります。こちらは保育の受け皿整備の促進のための税制上の所要の措置となっております。

第1号、第1項は地方税法第349条の3第28項に規定する家庭的保育事業、第2項は第349条の3第29項に規定する居宅訪問型保育事業、第3項は第349条の3第30項に規定する事業所内保育事業です。いずれも家屋及び償却資産の課税標準額を価格の1/2とする特例を導入することになります。

続きまして第63条の2をご覧ください。合わせて7ページの63条の3と合わせてお願いします。

こちらは居住用超高層建物、いわゆるタワーマンションに係る固定資産税について、区分所有者ごとの税金を算出する際に用いる、按分割合を実際取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直されました。

同じく7ページをご覧ください。第63条の3第2項ですが、こちらは震災等により被災し、被災市街地復興促進地域が定められた場合、震災等により滅失損壊した家屋の敷地の用に供されている土地で、震災により住宅用地として使用できなくなった場合には、住宅用地とみなして震災年度の翌年度から4年度まで住宅用軽減を適応する課税の特例を設けたものです。

続きまして8ページの第74条の2をご覧ください。

被災地外、被災市街地復興促進地域が定められた場所については、住宅用軽減の適応が受けられるようにする場合、被災市街地であることを証明する申告書を町長に提出しなければならないと規定しているものです。

ここまでが本則による改正になります。続きまして9ページをご覧ください。

附則第5条です。こちらは個人の町民税において控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称を変更したものです。

続きまして附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例です。

こちらは農林水産大臣から指定または認定を受けた食肉卸市場などで肉用牛を売却した場合、売却証明書が発行され、その証明書を申告の時に提出することによって1頭当たり100万円

未満であれば年間の売却頭数が1,500頭まで所得税と住民税が免除される規定となっておりますが、その適応期限を平成30年度から平成33年度まで延長されたものです。

続きまして、10ページをご覧ください。

附則第10条の読み替え規定です。

こちらは地方税法第349条の3の4を追加されたことに伴う所要の規定の整備となります。

続きまして10ページから11ページまでの附則第10条の2ですが、こちらは条ずれの訂正と第17号、第18号を新たに追加する規定となっております。第17号においては、保育の受け皿整備促進のための税制上の措置になり、企業主導型保育事業に係る固定資産税の規定になります。

第18号においては、緑地保全、緑化推進法人が設置、管理する市民緑地用に供する土地に係る特例措置の創設となります。

続きまして11ページから14ページまでの附則第10条の3をご覧ください。

第2項から第11号までそれぞれ新築あるいは改築等をおこなった家屋に係る固定資産税の減額の規定が設けられていますが、これらの家屋について減額をするためには町長に申請書を提出することが定められております。

今回、法改正により条ずれを訂正したものと、第9項については、耐震改修がおこなわれた認定長期優良住宅になった住宅、第10項については、熱損失防止工事がおこなわれ、認定長期優良住宅となった住宅、第11項については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条に規定する要安全確認計画記載建物の耐震改修がおこなわれ、総務省令で定める証明書がされたものに対しては、それぞれ固定資産税について軽減が受けられますが、それを申請するための規定が追加されました。

続きまして14ページから15ページをご覧ください。附則第16条ですが、こちらは軽自動車税のグリーン化特例にかかる規定になります。グリーン化特例は平成28年度に改正され、重点化をおこなった上で、2年間延長することとなりました。

電気自動車や天然ガス自動車については、軽減税率が75パーセント軽減と変更はありませんが、29年度において50パーセントの軽減を受けていた平成32年度基準プラス20パーセント達成車については20パーセントが30パーセントに、同じく29年度で25パーセントの軽減を受けていた32年度基準達成車については、32年度基準達成プラス10パーセントに改正されました。

同じく附則16条の2ですが、こちらは自動車メーカーの燃費不正問題にかかわる規定にな

ります。

車両の燃費基準は国交省が判断することになりますが、燃費基準を欺いた場合、納付する税金に不足が生じます。その納付について本来は車両の所有者が納付することになっていますが、今回の改正により、車両の所有者でなく、燃費の申請を行ったものが、その納税義務を負うこととなります。

またこの場合、10パーセント加算した税額を納付することと規定したものになります。

なお、平成28年度の燃費不正問題にかかる当町の実態につきましては、軽四輪、乗用車で5台ほど不正額13,500円ほど、メーカーから購入した個人に代わり納付しております。

16ページをご覧ください。

附則第16条の3ですが、こちらは上場株式等に係る配当所得に係る規定となります。

配当所得で所得税の申告がされた場合、そちらが課税根拠としますが、確定申告書が提出された後、住民税の申告が出された場合には、住民税の申告をもとに課税することを定めた規定となっております。

17ページをご覧ください。附則17条の2ですが、こちらは公的機関等へ土地の譲渡等を行った場合の、長期譲渡所得の課税の特例になります。収用事業以外で公的機関等へ土地の譲渡をおこなった場合には、譲渡所得金額が2,000万円以下の場合には、4パーセント、通常は長期譲渡所得が5パーセントの税率となります。

その適用を平成29年度までであったものが、平成32年度まで延長されたものです。

18ページをご覧ください。附則第20条の2、第4項ですが、こちら特例適応利子や特例適応配当が所得税申告により分離課税として申告された後に住民税の申告書が提出された場合には、住民税の申告をもとに課税する規定となっております。

続きまして附則第20条の3、第4項につきましては、条例適用利子や条例適用配当についてになりますが、こちらは先ほど言った、同様の規定となっております。

19ページをご覧ください。附則第5条による改正になります。

こちらは附則第16条の改正に伴う所要の規定の整備となります。

新旧対照表による説明は以上になります。最後になりますが、この条例は平成29年4月1日から施行するものです。ただし、附則第5条につきましては、交付の日から施行します。

以上で内容の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を採決します。

承認第2号 専決処分承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時04分

再開 午前 2時11分

---

同意第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 休憩を解いて再開いたします。

日程第13、同意第12号 西伊豆町副町長の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 同意第12号 西伊豆町副町長の選任について。

下記の者を西伊豆町副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162

条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町田子 793 番地の 2

氏 名 椿 隆史

生年月日 昭和 30 年 8 月 21 日

平成 29 年 4 月 28 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由といたしまして、八谷元副町長が 4 月 23 日で退職となったため、新任の椿氏を選任したいものです。

椿氏の経歴は、昭和 49 年 3 月に松崎高校を卒業され、同年 4 月 1 日西伊豆町役場に奉職。以来、各係を担当し、平成 22 年 4 月環境衛生課長に就任、その後、産業建設課長を歴任し、平成 27 年 3 月 31 日をもって退職されて、現在無職ということであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。7 番山田厚司君。

7 番（山田厚司君） 1 つだけ少しお願いします。椿さんですね、確か私の記憶ですと、定年を 1 年前にして早期に退職したというように記憶していますけれども、その理由うんぬんは私ははっきりとは知りませんが、そのへんのところを、いろいろと検討したりはしたのでしょうか。それだけ少しお願いします。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） はいそのことは、私も存じております。それを踏まえてこの椿さんを同意でお願いしたいということでございます。

議長（高橋敬治君） 他にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第 12 号 西伊豆町副町長の選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 賛成多数。

よって同意第 12 号は原案に同意することに決定しました。

---

同意第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 14、同意第 13 号 西伊豆町教育長の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 同意第 13 号 西伊豆町教育委員会教育長の任命について。

下記の者を西伊豆町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町宇久須 1370 番地の 3

氏 名 清野 裕章

生年月日 昭和 31 年 5 月 6 日

平成 29 年 4 月 28 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由につきましては、宮崎文秀教育長の辞職により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う新たな教育長を任命する必要があるため、議会の同意を求めるものでございます。

履歴につきましては、別紙添付してございますので、参照してください。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 芹澤孝君。

4番（芹澤 孝君） 西伊豆町の中にも、教育長の清野氏を含めてですね、適任者というのは何人かいると思うのですけれども、清野氏を選ばれた理由は何でしょうか。

議長（高橋敬治君） 町長。

町長（星野浄晋君） 皆さんもご存知だと思いますけれども、最後に奉職されたのが西伊豆町の西伊豆中学校の校長でございます。その前に県の総合教育センターの生涯学習課の指導主事もされておるということで、教育の面、そして違った面からもこの教育行政をお任せしたいという点から、芹澤議員の言われるように複数いらっしゃる中で、清野氏を選んだということでございます。

議長（高橋敬治君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第13号 西伊豆町教育長の選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手多数。

よって、同意第 13 号は原案に同意することに決定しました。

---

同意第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 14、同意第 14 号 西伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 同意第 14 号 西伊豆町監査委員の選任について。

下記の者を西伊豆町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町田子 1547 番地の 1

氏 名 山本豊

生年月日 昭和 23 年 11 月 3 日

平成 29 年 4 月 28 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由といたしまして、浅賀和美監査委員が 5 月 15 日で任期満了となるため、新任の山本氏を選任したいものです。山本氏の経歴は、昭和 42 年 3 月に松崎高校を卒業され、同年 4 月 1 日、静岡県職員として奉職、平成 14 年 4 月賀茂健康福祉センター介護保険担当課長に就任、その後同センターの副支部長となり、平成 21 年 3 月 31 日をもって退所され、現在無職ということであります。

退職後は、人権擁護委員を歴任し、自治会においては田子月東区長、田子区長会長を務めた経歴でございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕



議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第 14 号 西伊豆町監査委員の選任について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員でございます。

よって、同意第 14 号は原案に同意することに決定しました。

---

同意第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 16、同意第 15 号 西伊豆町監査委員の選任についてを議題とします。

本案については、地方自治法第 117 条の規定により堤和夫君の退場を求めます。

〔堤和夫君退場〕

議長（高橋敬治君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋登壇〕

町長（星野浄晋君） 同意第 15 号 西伊豆町監査委員の選任について。

下記の者を西伊豆町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 西伊豆町一色 168 番地の 1

氏 名 堤和夫

生年月日 昭和 28 年 7 月 9 日

平成 29 年 4 月 28 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第 15 号 西伊豆町監査委員の選任について、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員でございます。

よって、同意第 15 号は原案に同意することに決定しました。

堤和夫君の入場を許します。

〔堤和夫君入場〕

---

同意第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋敬治君） 日程第 17、同意第 16 号 西伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

町長（星野浄晋君） 同意第 16 号 西伊豆町教育委員会委員の任命について。

下記の者を西伊豆町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

#### 記

住 所 西伊豆町一色 478 番地

氏 名 鈴木秀輝

生年月日 昭和 30 年 8 月 30 日

平成 29 年 4 月 28 日提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由は、教育委員会委員の藤井定男氏が平成 29 年 5 月 15 日をもって任期満了となることから新たな教育委員会委員を任命する必要があるため、議会の同意を求めるものです。

ページを開いていただきますと、履歴が添付されてございますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（高橋敬治君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（高橋敬治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を採決します。

同意第 16 号 西伊豆町教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

議長（高橋敬治君） 挙手全員。

よって、同意第 16 号は原案に同意することに決定しました。

---

#### 閉会宣告

議長（高橋敬治君） 以上で本日の日程は全部終了し、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これにて、第 29 年、あごめんなさい、平成 29 年第 2 回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さん、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 2 5 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

臨 時 議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員